

ご使用になっていない通帳・証書がないかご確認ください

広島県信用組合

～ お手元に長い間ご使用になっていない預金通帳・証書はございませんか ～

お預け入れいただいたまま、長い間出し入れがなく、お取引の動きがない状態になっている預金はございませんか。

当組合では、このような預金も引き続きお預かりしています。

預金通帳・証書とお取引印の確認及び運転免許証などご本人さまであることが確認できる資料のご提示など、所定の手続きを経たうえで払い戻すことができますので、今一度ご確認をお願いします。

また、預金通帳・証書・キャッシュカード・お取引印が見当たらない場合でも、ご本人さまの預金であることが確認できれば払戻しができます。運転免許証などご本人さまであることが確認できる資料（有効期限内のもの）のほか、口座のお取引店や口座番号がわかるものなどをご用意いただき、当組合本支店の窓口までご照会・ご相談ください。

以上